

## 令和7年第3回高浜市議会臨時会会議録

令和7年第3回高浜市議会臨時会は、令和7年4月22日  
午前10時高浜市議場に招集された。

### 議事日程

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 日程第1        | 会議録署名議員の指名                |
| 日程第2        | 会期の決定                     |
| 日程第3 承認第1号  | 専決処分の承認を求めることについて         |
| 日程第4 議案第35号 | 工事請負契約の変更について（追認）         |
| 日程第5 議案第36号 | 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第1回）     |
| 日程第6 議案第37号 | 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回） |

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

### 出席議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 橋本友樹  | 2番  | 荒川義孝  |
| 3番  | 神谷直子  | 4番  | 杉浦康憲  |
| 5番  | 野々山啓  | 6番  | 今原ゆかり |
| 7番  | 福岡里香  | 8番  | 岡田公作  |
| 9番  | 長谷川広昌 | 10番 | 北川広人  |
| 11番 | 鈴木勝彦  | 12番 | 柴口征寛  |
| 13番 | 倉田利奈  | 14番 | 黒川美克  |

### 欠席議員

なし

### 説明のため出席した者

|          |      |        |
|----------|------|--------|
| 市        | 長    | 吉岡初浩   |
| 副市       | 長    | 深谷直弘   |
| 教        | 育    | 長岡本竜生  |
| 企        | 画    | 部長野口恒夫 |
| 総合政策グループ | リーダー | 榊原雅彦   |
| 総合政策グループ | 主幹   | 原田優    |
| 総        | 務    | 部長杉浦崇臣 |
| 財務グループ   | リーダー | 平川亮二   |

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 市 民 部 長              | 岡 島 正 明 |
| 税務グループリーダー           | 西 口 尚 志 |
| 福 祉 部 長              | 竹 内 正 夫 |
| 地域福祉グループ共生推進グループリーダー | 岩 崎 和 也 |
| 介護障がいグループリーダー        | 藤 克 幸   |
| こども未来部長              | 磯 村 順 司 |
| こども育成グループリーダー        | 板 倉 宏 幸 |
| 文化スポーツグループリーダー       | 鈴 木 明 美 |
| 都 市 政 策 部 長          | 杉 浦 睦 彦 |
| 学校経営グループリーダー         | 清 水 健   |

職務のため出席した議会事務局職員

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 内 藤 克 己 |
| 主 査         | 森 本 将 史 |
| 主 事         | 大 岡 靖 治 |

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

令和7年第3回の臨時会の開催に先立ちまして、一言御挨拶させていただきます。

本日、御多用の中、皆さん御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本臨時会に提案された議案につきまして、皆様の厳正かつ公平なる審議をお願いしたいと思います。

---

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第3回高浜市議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第3回高浜市議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。

げます。

本日、提案をさせていただきました案件は承認 1 件、議案 3 件でございます。詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御承認あるいは御可決を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時1分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、10番、北川広人議員、11番、鈴木勝彦議員を指名いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和7年第3回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月15日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。当局より提示されました案件について検討した結果、会期は本日1日間とし、議案の取扱いについては、議案上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行い、委員会付託を省略して、全体審議で願うことに決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これ

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日間と決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第３ 承認第１号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書、承認第１号の２ページから４ページ、また参考資料３ページ、４ページの新旧対照表も併せて御参照ください。

承認第１号は、地方税法の一部改正に伴うもので、第75条は、軽自動車税種別割について、原動機付自転車のうち二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が４キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする区分を新設するものです。

第80条は、当該原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の減免申請について、原動機の総排気量及び最高出力を記載することとするものです。

地方税法の一部改正法が令和７年３月31日に公布され、同法により施行日が令和７年４月１日とされておりますことから、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないものとして、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより、質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第35号 工事請負契約の変更について（追認）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、議案第35号 工事請負契約の変更について（追認）につきまして、議案書及び参考資料に基づき御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧いただきたいと思います。

こちら提案理由にありますように、本案は吉浜幼稚園長寿命化改修工事の変更契約について、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、追認を経るためのものがございます。

契約金額は変更前が2億4,892万3,400円で、変更後は2億5,634万4,000円となるものです。詳細は別添資料で説明をさせていただきますので、参考資料5ページを御覧いただきたいと思います。

契約の目的は、吉浜幼稚園の長寿命化改修工事です。こちら追認による議決を経ることとなった理由でございますが、市長において専決処分ができる事項として、市長の専決処分事項の指定についての第4号では、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の5%以内の変更すること、ただし、その額は750万円を限度とすると規定されています。3の契約額の推移にある議決を受けた2億4,634万5,000円の契約に対し、令和5年度分工事に係る257万8,400円の増額変更にあたっては第4号の規定に合致するため、専決処分の上、契約額が2億4,892万3,400円となるので議会に報告をさせていただいております。

令和6年度分工事につきましては、当該年度変更額として742万600円の増額となる中で、これ

も第4号の規定に合致すると判断できるとして専決処分による事務処理を進めましたが、当該規定に係る考え方につきまして疑義が生じたので、その考え方を整理することとし、第4号の契約金額の考え方は、単に直近の契約金額に対する変更契約ではなく、議決を経た契約金額からの変更額により判断することとするものです。

よって、3の契約額の推移にありますように、令和6年度での変更は742万600円で、議会の議決を経た契約金額からの変更額の総計は、令和5年度の専決処分をした257万8,000円と合わせて999万9,000円となりますので、これは限度額の750万円を超えることから議会の議決が必要となる変更となりますので、追認の議決を求めるものでございます。

なお、2回目の変更額に係る工事の内容は、保育室、棚のレイアウト変更など資料に掲載のものが主な内容となります。説明は以上となります。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 2点伺います。まず今回の工事について、当初予算を編成する段階で園の希望、要望とか現場の実情などをどの程度まで把握して工事内容に反映したのかをお尋ねしたいと思います。事前の調整が不十分であれば、度重なる変更とか専決処分の発生につながって予算編成の精度が問われることとなります。当時の対応や今後の改善に向けた取組について市の見解をお願いします。

もう一つ、今回の変更内容には、棚のレイアウト変更や照明スイッチの人感センサー化など園からの希望による項目が複数含まれています。これらの要望が、当初の計画策定時点で園から提案されていたものなのか。あるいは、工事開始後に新たに出されたものなのか、その経緯についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 当初、園の要望についてどのように確認をしていたかでございます。実施設計というものを工事の前に先駆けて委託として行っている中で、当然市の職員の立会いの下、新たに大規模改修するに当たって、園としてどのような変更、既存の建物に対してどのような希望を持っているのかということをヒアリングしております。その中で、例えば実施設計が終わった後とか、実施設計を作成した後に導入した保育システムの導入に伴うタブレットの使用とか、実際に実施するに当たって、その当時想定できなかった使用の仕方等について、実際に使用していく中で必要だというふうな声が上がってきたものに対して対応しているものというものでございます。ですので、必ずしも全く意見を聞かなかったとかそういうわけではなく、あくまで園の意見を酌みながらも、その後、長く使い続ける上でなるべく園の要望には応えていきたいということで対応しているものでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、今保育システムによるタブレットの使用って言われたんですけど、そうなってくると、いわゆるこれは吉浜幼稚園の今回改修費でなんすけど、南部も同じように多分タブレット入ってると思うんですけど、吉浜だけ先行されたっていう理由についてもお聞かせいただきたいのと、あと当時想定していなかったものに対応してるっていうことだったんですけど、それが具体的にどのようなものになるのかについても併せてお聞かせいただきたいのと、細かくこれ教えてください。

これ主な変更・追加工事の内容しか載っておりませんので、どういったものが当時想定されていなかったのか教えていただきたいのと、それからこの主な変更・追加工事の内容、これについて変更金額幾らになるのか。それぞれ教えていただきたいと思います。

それから、今、園の希望のお話があったんですけど、園の希望以外のもの、特にプラスチック汚水桝の追加とか樹木伐採費、こちらについてはなぜ当時想定できなかったのかよく分かりませんので、そちらについても教えてください。

○議長（杉浦康憲） 倉田委員、まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） じゃ、一旦、ここで切ります。

最初に御質問された保育システムの他の園ということは、今回は吉浜幼稚園の補正ですので、そちらについては議案の範疇で答えていただければ結構です。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 保育システムを導入している南部幼稚園についても、今後吉浜幼稚園の大規模改修の内容等も踏まえた上で実施設計等を組んでいく予定となります。

変更内容で園要望のものでほかにどのようなものがあるかでございますが、例えば、教材棚の仕様の変更で15万円ほど、あと園のサイン、教室のぞう組とかきりん組とか書いてあるサインについて、アクリル樹脂で作っていたものを、設計をしていたものを、なるべく天然木のやつに変えてもらいたいなというような依頼があるようなものについても大体6万円ほど、金額的には示してるものでは少ないんですけども。あとは、給湯設備工事で未計上の中で園からの要望として、温水シャワー水栓の対応として12万円ほどがほかにございました。

あと、プラスチック汚水桝の追加でございます。こちら園舎の裏側にいわゆる排水管として、各園舎からの汚水が、各教室等からの汚水が排管されているんですけども、その汚水桝の上に倉庫がその後建っておりまして、汚水桝の付け替え等を阻害しているという中でその汚水桝を変更しているものでございます。付け替えすることによって、切り回しをして汚水がきちんと流れるような形に変更してございます。こちら大体100万円ほどですね。

樹木なんですけれども、樹木も、学校と、小学校と園舎の間にある樹木でして、実は園ができ

てから成長して屋根のといに落ち葉がだいぶ落ちていました。その落ち葉が雨水とかの流水の障害をしております、それが水が屋根のほうに伝わってる中で、実際改修していく中で屋根を剥がしてみると、腐食、腐敗しているような状態になっている中で、今後このようなことにならないように樹木の伐採をしているものでございます。ですので、実際に工事していく中で求められている対応、今後の円滑な園の施設の管理をしていく上で必要なものとして対応させてもらっているというものでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

続きをお願いします。

○13番（倉田利奈） 今一部お答えいただいたんですけど、これ主な変更・追加工事費についてはそれぞれ幾らになっているのか教えていただきたいのと、今お答えになったものはいいんですけど、プラスチック汚水桝についてはいいんですけど、それ以外についてきちんと教えていただきたいのと、これもう入札一度してるものなんですよ。そうなってくると、この変更金額についてはそれぞれどのように決めていたのか、詳細について説明いただきたいと思います。

それから、この工事期間及びこの変更契約、最後の変更契約を交わした日について、お答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 園の要望を酌んだものとしては、合計として58万円ほどになります。木柵や壁の変更は110万円ほど。引込柱ですね、電柱の老朽化による交換は大体50万円ほど。で、あとは樹木の撤去は45万円ほどですね。その他10万円から20万円の先ほど御説明したような軽微な変更が多数の積み重ねとなります。合計としては、今説明したのは直接工事費になります。ですので、合計としては大体520万円ほどになります。それに、いわゆる一般管理費や共通仮設費等を加えた額として、大体740万円ほどになるという形になります。

金額につきましては、実際どれぐらいかかるのかっていうものを施工会社のほうから見積りをもらいまして、それに基づいて協議をした上で、金額のほうは確定をさせていただいているということでございます。

契約日としては、3月25日になります。（後述訂正あり）

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません。答弁漏れがまずありますのでそちらをお答えいただけますか。工事期間については答弁漏れがありましたので、まずそちらをお答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 3月24日が契約日になります。まず訂正をさせていただきます。

工期については、当初3月15日が工期でございましたが、工期を要するということで、工期の変更をしております。その結果、協議を要することから3月25日に工期の変更をしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 2回目、お聞きしたいと思います。

非常に何か当時になぜ想定できなかったのかっていうのがたくさんあるんですけど、それがちょっと今の説明だとよく分かりませんので、追加の御説明がありましたら、納得できるような説明があれば説明していただきたいなっていうことと、あと、変更金額についてどのように金額を決めたのかっていうところで、施工会社から見積りをもらって協議をしたってことなんですけど、市の積算はされなかった。市の設計は金額、金入りの設計書は作られなかったのかということと、あと、通常考えられるのが市の積算をして、それにいわゆる落札率を掛けるとかそういうことをされたんですけど、どうやって協議で決めたのかっていうのがよく分からないので、その施工業者から見積りをもらってそのままの金額にしてるのか、どうなのかそのあたりについても詳しく御説明いただきたいのと、あと、変更契約を交わしたのが3月24日で工期が3月25日って分からないんですけど、これじゃ、結局工事を終えてから変更契約をしたっていうことになるんでしょうか。そのあたりも御説明いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 当時、想定できなかった理由でございますが、先ほどの屋根の件もそうですし、例えば、棚を外したら壁がなかったとか床がなかったというものについては、設計書の中ではなかなか想定ができるものではなかったというものがございました。そのあたりは設計してなかったから対応しないとか、その部分については施工しないとかそういうことはなかなか難しいものですから、対応するために変更工事をしているものでございます。

設計の金額の作り方としましては、まずそういう工事が必要な箇所が出てきた場合について、まず事業者のほうから見積りを出していただきまして、その内容についてこちらのほうで変更設計書をいわゆる設計した上で、請負率等も考慮した上で金額のほうは決定させていただいてございます。

あとは、3月24日に変更をしている、で、契約完了、工期が25日ということで契約を行う前に対応していたかでございます。契約の中で、いわゆる工事をした後に契約を行うというものについて高浜市には独自の規定はないんですが、愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領というものがございまして、いわゆる契約の変更の手続において、軽微な変更については設計変更に伴う契約の手続を工事施工後に行うことができるというふうになっているものがあります。それについては、いわゆる設計書のほうのいわゆる協議事項、疑義事項について、その旨がうたわれておりまして、じゃ、具体的にどういうものが軽微に当たるのかっていうところの中では、条件としては種目の追加を伴わない変更、いわゆる建設工事、電気工事等の種目の追加に伴う変更であり、累積概算増減額が当初契約額の20%未満かつ6,000万円未満のもので、科目の変更の金額が3,000万円未満かつ30%未満、もしくは900万円未満のものであれば、変更契約であ

れば工事施行後に行われるものとされており、本契約においてもその条件を満たしているというふうを考えております。実際にいわゆる建設工事等を行うに当たり、そのあたりを参考にその他の工事等も進められているものであり、同様の取扱いをしているものでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） 我々が聞くべきところは、議員提案で専決処分事項のことを提案させていただいて議決をしておるというところに対して、今回当局側が工事請負契約の変更に対して、750万円以内ではあるけれども累計額は超えるから追認をお願いするという議題になっております。

ということは、今後、工事請負契約、まだまだその学校等のいろいろとありますので、今後ずっとこういう累計金額という考え方でやっていくということで、そういう理解でいいのかっていうのと、それから多分様々な考え方があると思うんですよ、法的なものも含めて。例えば、他市でこういう例があるよっていうところがもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） まず今回のこの750万円に対する考え方というところでございます。もともと、地方自治法の中で議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは専決処分することができるということで、今のこの専決処分の規定が定まっているわけですが、その中で先ほどもちょっと少し説明しました、契約金額の5%以内の変更をすること、ただし、その額は750万円を限度とする。この言葉だけ読みますと、その契約変更そのもののことにも読めますし、いかようにも読める部分というのはある程度ありますけれども、こちらもともと議会の先ほど話をしましたように、が指定した議決用に指定したものはっていうところをやっぱりいたずらに拡大して運用するべきではないということも考えて今回整理をさせていただいたものでございますので、今後の取扱いとしては、先ほど議員おっしゃられたように750万円については累計で考えていくと、そういう考え方になってくるかなと思いますので、専決処分をしていったとしても、それが合計で750万円超えた場合には、その時点では議決を経る必要があるとそういう考え方として市として今回整理をさせていただいたものでございます。

すいません。あと1点。他市につきましては、実際、この市長の専決処分の規定の決め方については、言葉の作り方とかいろいろ他市あって、ニュアンスは同じなんですけれどもっていうところはいろいろある中で、いずれにせよ取扱いとしては、私どものような累積、今考えている累積という考え方で取り扱ってるところも当然ありますし、そうじゃない、変更契約、単発そのものをつていうところもないことはないです。ただ、いずれにしましても、先ほど申しました法の趣旨から考えると、いたずらに幅広く運用するべきではないかなということで今回整理をさせていただいたと御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第35号 工事請負契約の変更について、反対いたします。

今回の吉浜幼稚園長寿命化改修工事における契約は、令和5年9月議会において入札不調により補正予算が計上され予算が増額となっております。当時積算をし直しましたが、その際除外していた西園舎のリズム室のエアコンを追加した形で再設計を行ったという説明がございました。その後、令和6年4月臨時議会において契約内容の変更がありました。保育室内の既設ロッカー等の撤去後の下地処理の増工のほか、リズム室床クッションフロアの仕様変更、園児が使用する手洗い機器の変更などの設計変更を行ったと説明がありました。257万8,400円が専決処分され契約金額が2億4,892万3,400円と変更になりました。そして、本議会において再度、工事の変更・追加があり、合計999万9,000円の増額となりました。

令和6年4月の臨時議会で契約変更しておきながら、なぜまた契約変更が必要なのでしょう。設計を3度もやり直していることに驚きを隠せません。そして、今回の変更・追加工事では園希望によるものがあり、これでは後から後から工事を追加したり変更したりが可能となってきます。必要な工事は当初の設計の段階で入れなければ、入札の意味がなくなります。安く入札して、後から追加、追加では、業者言いなりの工事や費用の増加にもなりかねません。

財政状況が厳しい中、契約変更を何度も安易に行うやり方について議員の皆様は賛成できますか。また、契約変更について工事が完了し、年度が変わってから追認議決を求めるようでは、これは大きな問題ではないでしょうか。

よって、今回の工事請負契約の変更の追認については賛成できません。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

10番、北川広人議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議案第35号に対しまして、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、そもそも市長の専決処分事項の指定について、工事請負契約の変更に対し議員提案で議決した契約金額の5%かつ上限750万円において、軽易なものとして専決を許しているものですが、もともとの契約金額から累計計算額と捉えるべきではないかとの当局理解の下に提案されたものであります。

金額自体を見れば750万円を今回下回っていますので、考え方によっては先ほど他市の例も言われましたけれども、単なる専決処分をしましたという報告で済むような部分でもあったのかもしれませんが、議会に対しまして非常に重きを思っていたこと、本臨時会に提案をされてきておるという理解をしております。

これは今後の前例となるもので、重要な提案例と言えるでしょう。よって、議会も契約変更に対しては今後、当初契約からの累計額での変更に対し専決処分を審議するものと理解を示す大切な議案と考えるべきであります。追加工事内容も必要不可欠と判断をさせていただき、当局の議会に対しての真摯な考え方、提案に対しまして評価をさせていただき、市政クラブを代表して賛成討論とさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 工事請負契約の変更について（追認）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第36号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第36号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第1回）についま

して、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ14億6,910万5,000円を減額し、補正後の予算総額を194億4,659万5,000円といたすものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

地方債補正としまして、最下段の吉浜小学校長寿命化改良事業から、12ページ、13ページをお願いいたしまして、2段目の中学校施設改修事業までの3事業は、国の令和6年度一般会計第1次補正予算分として国から学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことに伴い、令和6年度第18回補正予算にて計上し御可決賜りましたので、二重計上となった令和7年度予算について減額いたすものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項5目教育費国庫補助金の小学校費補助金及び中学校費補助金は、地方債補正の減額理由と同じ理由により減額いたすものでございます。

17款1項5目教育費寄附金の瓦製鯨修繕指定寄附金は、高浜工業株式会社様及び高浜電工株式会社様から御寄附いただいたものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額し、公共施設等整備基金繰入金は、地方債補正の減額理由と同じ理由により減額いたすものでございます。

20款4項2目雑入の学校給食費は、学校給食費の公会計化に伴い給食費収入未済分相当額を新たに計上いたすものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、南部ふれあいプラザ事務室の空調設備の故障により工事費を計上いたすものでございます。

10款2項1目学校管理費の2小学校給食運営事業及び10款3項1目学校管理費の3中学校給食運営事業は、学校給食の公会計化に伴い食材費未払分相当額を食材業者に支払うため、それぞれ新たに計上いたすものでございます。

10款2項3目学校建設費の2小学校長寿命化改良事業及び10款3項1目学校管理費の2中学校維持管理事業は、国の令和6年度一般会計第1次補正予算分として国から学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことに伴い、吉浜小学校長寿命化改良工事、港小学校長寿命化改良工事及び南中学校外壁等改修工事に係る費用について、令和6年度第18回補正予算にて計上し御可決賜りましたので、二重計上となった令和7年度予算に係るこれらの費用について減額いたすもので

ございます。

10款4項1目幼児教育費の3幼稚園維持管理事業は、吉浜幼稚園及び高浜南部幼稚園において、デリバリー方式により給食提供するために必要な費用を計上いたすものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

10款5項5目文化事業費は、高浜工業株式会社様及び高浜電工株式会社様からの御寄附により、かわら美術館・図書館の正面玄関前にある瓦製鯨の修繕業務委託料を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

ページ数と款項目節をお示しの上、質疑のほうをお願いいたします。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 予算書の32ページ、33ページの10款4項1目3の幼稚園維持管理事業、公立幼稚園給食のデリバリー対応について2点伺います。

今回、小学校からの給食提供が一時的に停止され、7月末までの約3か月間、民間給食調理業者によるデリバリー方式に切り替えられるとのことですが、最も影響を受けるのは毎日の給食を楽しみにしている幼稚園児たちであって、特にこの時期の食事は子供たちの食習慣や健康、そして食育の面でも非常に重要となります。こうした中でこの期間の給食について、献立の内容や給食の量、栄養バランス、味といった点において、これまでの小学校からの給食と比べて大きな変化が生じることはないのかどうかお聞かせください。

もう一つが、保護者に対して今回のこの変更内容についてどのように説明や情報提供を行っているのかについても併せてお願いします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） いわゆる献立の内容や量、バランス等について、小学校の給食との変化はないのかでございます。今回、市内のデリバリー給食のいわゆる調理業者に参考にしてもらうものとしまして、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局母子保健課より示された児童福祉施設における食事の提供ガイドというものを示させていただきまして、そちらでいわゆる3歳から5歳における食事の摂取基準等を示させていただいております。また事業者のほうにも栄養士、管理栄養士がいて、そちらのほうを参考にしながら栄養のバランスの取れた給食の提供を献立にいただいているという形になります。

また、2番目の保護者への周知でございます。4月1日に給食の提供を停止する旨のデリバリー方式を適用するという旨のプレスリリースと議会への御報告をさせていただいてる中で、併せて関係する園の保護者にも同内容の通知をさせていただきまして、その後、4月7日に事業者が確定して、いわゆる給食費の額が変更したものの説明と、あと4月10日に入園式がございました。

ので、そちらでも保護者のほうに御説明を園のほうからさせていただいてる次第でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 保護者に説明をされて特に質問とか、御納得いただいたのかどうかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 保護者からの質問、問合せにつきましては1件ございまして、その内容としましては、いわゆる給食の提供、小学校からの給食の停止っていう御案内を4月1日に行われてる中で、給食の提供がなくなるのかというような心配の声が1件ございました。デリバリーで対応するよということを御説明させていただいて御納得いただいております。

○議長（杉浦康憲） 1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） それでは歳入で言いますと、20款4項2目雑入。歳出のほうでいきますと、10款2項1目及び3項1目。給食費の話ですね。これ今年度から私会計から公会計に移ったということで、昨年度まで、令和6年度までの未収分の給食費及び未払いの賄材料費、これが市のほうへ債権債務として譲渡される、移譲されるということでありまして、これそもそも7年度、今年度に引き継いで計上する必要性が本当にあったのかどうかということをまずはお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） この度、公会計化に伴いまして3月、年度末で歳入歳出を締め切る都合上、債権を譲渡する中で未払金はどうしても発生しますので、そちらは市のほうで負担をするということで、賄材料費と過年度小学校給食費、過年度中学校給食費のほうを計上させていただいております。

○議長（杉浦康憲） 1番、橋本議員。

○1番（橋本友樹） ありがとうございます。それでは、次に幼稚園の給食のデリバリー対応についてなんですけれども、まず、今回小学校の給食室が使えなくなった、工場として認められないということで使えなくなったということでデリバリー対応となったわけなんですけれども、今回のことがまず発覚したというか、分かったとき、いつ分かったのか。分かった時期によっては、当初予算で入ったんじゃないのかということも考えられるんですが、そのあたりのことと、あと、1食230円ということですが、今まで300円だったのが230円で安くなっている。安くなるのはいいのかもしれないんですけれども、この230円という金額の根拠、もちろんその業者さんから1食230円で作れっていうことは無理だと思いますので、賄い費の部分なのかなとは思いますが、その金額の根拠を教えてください。

また最後にというか、もう一つですね。食器洗浄等の業務委託料というのが計上されております。これ従来使っていた食器をそのまま使うということだと思えるんですけれども、従来の食器を

そのまま使うんであったら、わざわざ別で計上する必要があるのかどうかっていうことをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今回、吉浜小学校と港小学校の給食配食を幼稚園のほうにしているんですけど、こちらのなぜ止めることになったかっていうことなんですが、吉浜北部保育園の設計業務を進めている中で、吉浜小学校と港小学校はどのように給食室の設計のほうをどのように進めているかと調査しましたところ、現在の給食室の運用方法が建築基準法上、抵触していることが判明しましたので今回に至っております。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 若干補足させていただきますと、吉浜北部保育園の大規模改修の設計をしていく中で、給食室の面積に対して吉浜北部保育園もいわゆる連携施設として家庭的保育、小規模保育に給食を提供している中で、それがいわゆる建築基準法に抵触する可能性があるんじゃないかというところで、ただ実際、結果としては面積として50平米、作業場の面積が50平米以下であるので該当しないよっていう中で、じゃ、いや待てよ、小学校のほうはどうなのかっていうところで情報共有し合ってる中でのことになります。

2つ目の御質問の230円にした根拠、保護者の負担を230円とした根拠でございます。いわゆる給食費の保護者に負担を求める根拠としましては、文部科学省や厚生労働省のほうから、その提供する給食の食材費相当額を求めることができるよというような中で、今回、1食400円の給食になるところ、4割ですと160円。で、プラス牛乳が70円になりますので、160円と70円を足した230円を保護者に負担していただくという形で示させていただいております。

3つ目の給食の洗浄の委託。なぜ分けたのかっていう御質問でございます。本来、給食の調理業務、委託業務というものは給食を調理するものが主の目的の中で、今回幼稚園への給食の提供を行わないという中で、その給食の提供を行わないということに対して実際に洗浄だけをしてもらうというような形で給食の調理業務から離れた業務として取り扱うというような形で、あえてその部分については、洗浄した部分について、こども育成グループのほうで洗浄及び保管について、洗浄する作業について委託料を切り出して契約をするというような形で整理はしております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず歳入の補正予算書30ページ、20款4項2目の学校給食費についてお伺いいたします。

令和の6年度末までの給食費未済額、いわゆる給食費の未納分が債権として小学校過年度給食費25万1,000円、中学校過年度給食費56万6,000円が上がっております。小学校、中学校それぞれの未済額について学校ごとに何件あり、それが学校ごとに幾らになっているのかまずお答えいただ

きたいのと、それからこれがいつからいつまでの期間の滞納分になるのか。そして年度ごとの未済額も併せてお聞かせいただきたいと思います。

いいですか、まだ続けて。

いわゆる私会計、これ滞納債権っていうのは、いわゆる時効が何年になるのか。それでこれどのような手続を経て債権が消滅するのか教えてください。

それから、今回、私会計の場合の滞納債権の法的な債権者というのは誰になっているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲）　じゃ、1回ここで切ります。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水　健）　まず収入未済額の学校別についてお答えさせていただきます。

高浜小学校が6件で7万3,700円。吉浜小学校が5件で12万2,176円。港小学校が2件で1万3,300円。翼小学校が2件で4万1,859円。高浜中学校が16件で31万8,210円。南中学校が10件で24万7,930円です。

年度別で言いますと、令和6年度が35件で68万8,157円。令和5年度が4件で4万2,628円。令和4年度が1件で5万1,085円。令和3年度が1件で3万5,305円。令和2年度はありません。

債権の消滅でございますが、納期の翌日から消滅時効の起算日となっております、そこから5年が有効期限と解釈しております。民法上、市は納期限や滞納が発生した事実は通常知り得ることから、民法166条第1項第1号の規定により、権利を行使することができることを知ったときから5年と解釈しております。

債権が譲渡されると、市のほうでそちら債権譲渡されたのでそちらに権利があると考えております。

○議長（杉浦康憲）　13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈）　今、譲渡されると言われたんですけど、私会計のときの債権者がちょっと誰になるのかよく分からなかったのもそれを答弁漏れで教えていただきたいのと、あと今の金額を聞くと、結局これこの金額が上がってるんですけど…

○議長（杉浦康憲）　倉田議員、それは2回目になります。

○13番（倉田利奈）　2回目じゃないです。1回目です。

○議長（杉浦康憲）　今の答弁についての質疑はやめてください。

○13番（倉田利奈）　関係ないですから。これ債権回収…

○議長（杉浦康憲）　そこに気を付けて質疑を続けてください。

○13番（倉田利奈）　歳入で上がってるんですけど、これイコール債権回収の見込み額っていうことになるんでしょうか。そこはちょっとよく分からないので、これ債権回収の見込みについて教えていただきたいと思います。

それから、歳出にまいります。

32ページの2款1項3目の南部ふれあいプラザ事務室空調設備更新工事費についてお伺いします。なぜ今回補正予算で工事費が計上されたのか詳しくここ御説明いただきたいと思います。

それから2点目としましては、これ春日庵の施設の利用手続は女性文化センターで行っていることから、南部ふれあいプラザも第2ふれあいプラザで利用手続を行えば、今回南部ふれあいプラザの事務室空調を直す必要はないと思うんですけど、なぜこれ直さなければならないのか。これどのような利用をされているのか教えていただきたいと思います。

それから、32ページの10款2項1目及び10款3項1目の小学校及び中学校の給食運営事業、賄材料費について教えていただきたいんですけど、これ賄材料費が支払えていないものについて、これ令和6年度3月分ということなんですけど、その確認、令和6年度の3月以外のものがないのかどうか、その確認と、それからこれすごく重要なんですけど、学校ごとのこれ金額、それからそれぞれの支払業者、どこに支払っていないのか。それからそれぞれその金額も併せてお聞かせいただきたいと思います。

まだ続けてよろしいですか。いいですか、続けて。

○議長（杉浦康憲） あれが変わりますか。ページが。

○13番（倉田利奈） 変わりません。

○議長（杉浦康憲） 変わりません。じゃあ続けて、もう一問行ってください。

○13番（倉田利奈） すごくいっぱいになっちゃうけど大丈夫でしょうか、当局のほう。

これ大体給食費っていうのは、年度末の3月分の給食費で調整を行ってきますよね、今まで。学年ごとにみどりの学校があったり修学旅行があったりということで3月分にそれぞれの学年ごとに計算をして、それぞれの学年ごとの給食費を徴収するということなんですけど、これ払えてないっていうのが出てきてるものですから、これ令和6年度末どのような対応をされてきたのかっていうところを確認したいと思います。

○議長（杉浦康憲） じゃ、ここで一旦切ります。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） まず私会計のときの債権者ですが、学校長になると思います。

今回の賄材料費と過年度の給食費を計上させていただいておるんですが、公会計として市が引き継ぐ未払金の債務と未納金の債権は同額で計上しております。これは公費としての負担を想定しておりませんので、最終的にこの未納金が回収できなかった場合は公費としての負担となるため不納欠損とならないように債務の回収に努めていきたいと考えております。

3月に給食費の調整をしているのではないかとということなんですけど、私会計のときは年度末に未納が残っている場合、4月の徴収金から材料費を補填していました。しかし、給食費負担者の公平性を担保するために今年度より公会計に移行したという経緯もございます。

未払金は実際幾らなのかということなのですが、公会計として市が引き継ぐ未払金は、補正予算に計上しております賄材料費の額となっております。

私会計として幾らあるかという御質問なのですが、現時点では未確定となっております。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G主幹（原田 優） 私のほうからは、南部ふれあいプラザ事務室空調設備更新工事費の補正予算の詳細について説明させていただきます。

南部ふれあいプラザにつきましては2月まで耐震補強工事をやっております、施設の運営の再開に当たり順次設備を点検していたところ、3月3日に故障の確認をしております。

故障の原因につきましては、空調設備については平成16年度に改修したものが設置されておまして、約20年が経過しているものとなります。一般的な業務エアコン等では耐用年数は10年ほどというふうにされておりますので、工事等で長期間使用していなかったことから、再起動によって負荷がかかってしまっただけで故障してしまったというふうに考えております。

故障の発見は3月3日ということだったので、当初予算編成にはどうしても間に合わないということで、今後も安全に施設の管理を行う上で気温が上がる時期を前に早急に対応する必要がありますので、今回の補正予算を計上させていただいた次第です。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 2点目の33ページの南部ふれあいプラザ事務室空調設備更新工事費の2問目のところ、なぜ直さないといけないのか。他の施設のところで無人管理ができてのになぜここはできないのかというような御質問の趣旨かと思いますが、南部ふれあいプラザにつきましては、2階のコミュニティスペースの部分につきましては、予約をしなくても子供たちがいつでも来て使えるようなスペースとなっております。そのため無人でそのまま放置して何かあってはいけないので目の届く範囲でやはり大人の人たち、事務室で見ているというようなことが必要でありますので今回空調の設備を直して、更新をして、そういった従前のような子供たちがワイワイ遊んでも安心して見守っていけるような、そんなような形でしていきたいため更新をするものでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 続きで、これ給食費が物価高騰してきておりましたが、栄養教諭の努力により賄ってきたという答弁が過去に何度もございました。よって、私会計では滞納者以外の入金された給食費の中で食材費を購入するため、今回の補正に上がってくるような滞納分に起因する食材費の支払いというのは私あり得ないと思うんですけど、そのあたりのお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

それから先ほど答弁あったんですけど、私会計がこれ令和7年度継続していた場合、今回の滞

納に起因する食材費は結局、誰がどのようにお金を調達して支払うのかっていうのはさっきの答弁なんですかね。4月分で払うってことなんですかね。そこも再度お聞きしたいと思います。

それから本来、私会計では入ってくる給食費を見込んで食材を発注するので、滞納者分の食材というのは先ほど言ってるように発生しないと思うので、滞納者分の食材費が今回発生しているということは、これ学校が食材費の発注ミスをしたと言えるんじゃないでしょうか。その考え方もお聞かせください。

それから…

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） じゃ、一回、ここで切ってください。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 私会計のときは、先ほども答弁しましたが、年度末に未納が残っている場合は4月の徴収金から材料費を補填していますので公平性を担保することができてなかったのかなと考えております。

2月、3月分で献立作成の際には給食単価の調整を行っておりますが、給食費は定額で決まっておりますので発注ミスというより4月分の徴収で補填をしているっていうのが、私会計のときの現状となっております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

さっき、先ほどの答弁とかいう話も出てますが、1回目が続けるのであれば、そういった紛らわしい発言をされると2回目とみなされてしまいますので気をつけて御発言ください。

○13番（倉田利奈） 先般、中日新聞に2024年度翼小学校食材の発注ミスで70万円不足という記事が掲載されておりました。その中で、市教育委員会の担当者は、学校独自で給食費の徴収、会計を行う私会計のため市費は穴埋めに使えないというコメントがあったかと思います。

これ例えば、今回未納者の滞納が回収できれば結果的にこれ市費の穴埋めに使うことになるので、先ほど市教育委員会の担当者は、学校単独での給食費の徴収、会計を行う私会計のため市費は穴埋めに使えないという考え方とこれ矛盾してるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの御説明をお願いしたいと思います。

それから今回の件に関しましては、どのようにこれ協議進めてきて、判断されてきたのかというのはもう今までの説明どおりですかね。それ以上のものがあれば御説明いただきたいんですけど。

令和6年度の市が発注したものでない食材を、しかも滞納者の完済が見込まれない中で公金から支出するということは、これ公金の不適切な支出にならないのかっていうところをお聞きしたいと思います。また、これ結果的に公金で穴埋めすることになった場合、その穴埋めした額につ

いては、市長が責任を取るのかどうかそこについてもお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） じゃあ、ここでまた一度切ります。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今回の公会計化に伴いまして、債権譲渡及び債務の引受けのための今回の補正予算の計上は公費負担とならないように同額を想定しているもので、最終的に回収できない場合は公費負担となりますが、その不納欠損にならないように債務の回収に努めていきたいと考えております。

協議については、以前説明したとおりでございます。

○13番（倉田利奈） これ債権引受契約を行ったとしても、今回の場合、令和7年度に役務の提供がなかったものになるんですよね。それが何で令和7年度に支払いができるのかっていうところは私よく理解できないんですけど、この件につきまして法令とか判例とかそういったことを用いまして、令和7年度にこの賄材料費が支払えるという根拠を教えていただきたいと思います。

それからページ変わって、32、ごめんなさい、同ページなんですけど、10款4項1目の幼稚園維持管理事業の賄材料費についてお伺いします。先ほどからいろいろお話があるんですけど、この違法状態というのはこれいつからそういう状態であったのかまずお聞きしたいのと、それから次に、先ほど1食400円ですよっていうお話があって、そのうちの4割が食材費相当割合ということをおっしゃったんですけど、これ4割を食材費相当割合ですよと言うのは、業者から言われてそうなのか、それをどうやって何か分かるというか、4割ですよって言われても普通一般的に外食すると大体3割って言われてるんですけど、そこを4割にしてくれるっていうところで、どうやったら4割っていうのはこちら確認できるんですかね。そのあたりよく分からないので何が根拠になっているのか教えていただきたいのと、あと今回現在の給食費、いわゆる賄材料費がこれ1食300円なんですよね。これより今回安くなるということなんですけど、材料費については学校のほうが量を多く仕入れると思われるので、なぜ今回安くできるのか。そこの説明を教えていただきたいのと、あとデリバリーでこれ給食提供した場合、先ほども言っているように1食当たり400円なんですけど、そのうち食材費が160円となると人件費は1食当たり170円だと思います。多分この食材費の400円っていうのは多分牛乳代は入っていないのかなと思うので、人件費が1食当たり170円になるのかなと思うんですけど、これ現在のこれ人件費と比べてどうなのかなっていうところもお聞かせいただきたいのと、あと先ほどメニューの話がありました。私はやはり安心・安全な今までどおりの給食を提供するということを考えると、市が食材を発注してメニューも決めて、調理のみの委託を契約でなぜしなかったのかなと思うので、そこの部分の御説明もいただきたいと思います。

それから…

○議長（杉浦康憲） 一旦、切ります。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 過年度分の支払いを今年度できないのではないかと御質問でございますが、公費として支払いの義務が発生するのは債務引受契約を締結してからとなりますので、その契約をするのがこの補正予算承認後となりますので、令和7年度予算で支出することにつきましては適切と判断しております。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、いつから小学校から給食が提供されていたかでございます。吉浜幼稚園につきましては、吉浜幼稚園昭和46年に建築されてまして、その当時から給食の提供を受けてます。港小学校については、昭和61年にいわゆる港小学校から高浜南部幼稚園に提供されているという形になります。（後述訂正あり）

次に、400円に対しての食材費相当割合が4割がどのように知ったのかでございます。実際に保護者に負担を求めるのが食材費相当額というところの中で、通常であれば事業者さん、食材費相当額を示すのを難色を示すんですけれども、その求める理由というものを説明させていただきまして、事業者のほうからその食材費相当割合というものを示させていただいてございます。

次に、300円に対して230円。なぜ安いのかでございます。実際に食材費相当額が、小学校給食については幼稚園も含めて300円というふうに設定されていること。今回については、あくまでその提供する食材についての割合が4割ってところの中で積算した結果でございます。

あと、その400円についての170円がその他の部分で、いわゆる市の持出しの部分になるんですけれども、それが現在の人件費との比較はどうかでございますが、そちらについては比較してございません。

5番目の市がその食材を発注しない理由でございますが、市内事業者と急遽のこの対応において、食材を市が供給するというようなところも踏まえての調整というのはなかなか難しい中で、いわゆる市内のデリバリー給食の提供事業者として登録をされている事業者さんにどのような形で提供していただけるのかというものを御相談した結果でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 先ほどあるように、幼稚園のこの給食調理費用及び食器の洗浄、消毒、保管については、現在のこの給食調理委託業務のこれ減額補正が同時にされるべきであると考えてるんですけど、なぜこれ今回減額補正がないのか、また減額される額については、これ幾らぐらいになるというふうに予測されているのか教えていただきたいのと、結局、調理、いわゆる学校給食は調理されているわけですね。その中で、幼稚園については、いわゆる食器の洗浄、消毒、保管のみする。同じ場所で委託契約が2つになるってことなんですよ。これすごく私違和感が

あるんですけど、そのところについてはどのように解釈されているのかも併せてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今回の補正での減額計上はしておりませんが、吉浜幼稚園及び高浜南部幼稚園分の給食の提供に係る食器等の洗浄、消毒及び保管業務を減額する協議は現在交わしたところで、今後いつの時点で減額するかは今の時点では決めておりません。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 同じ場所で2つの委託がされているものについて違和感を感じるというふうに御質問がございました。実際に調理の業務の委託と調理をしていないことによるそこから業務を切り分けて委託の業務として別の業務を委託することに対して、そこに不合理、不整合が生じるというふうには感じておりません。

またそれに合わせた形で、今先ほど学校経営グループリーダーが御説明したように、委託の内容の見直しをした形で調整をしているというところで整理がつくというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。2回目お願いいたします。

○13番（倉田利奈） では2回目お聞きします。

よく分からないんですけど、まず南部ふれあいプラザの空調設備に関しまして、平成16年から使ってるってことになるので20年以上使ってるんですね。これは逆に言えば、事前にこれは工事入ってるべきじゃなかったのかなと思うので、ちょっとそのあたりが再起動で負荷がかかって壊れてしまったからっていうと、今後、結局事後処置というかそういう形になってしまっていて、結局補正、補正になってしまうわけなので、やはりそれはきちんと更新計画の中でなかったのか、そのあたりについて御説明いただきたいのと、あと南部ふれあいプラザの事務室の空調につきましては、先ほど見守りが必要ってことなんですけど、見守りも子供たちがいる部屋で見守りすればいいことであって事務室の空調をあえて直すっていうことは、結局ここNPO法人がいわゆる登記をされて事業活動をここでされてると思うんですけど、そういった影響があるのではないかなと思うんですけど、そういったことの確認をしたいと思います。

それから賄材料費について、いつの材料費で学校ごとの金額及び支払業者、これについては未確定ということで私びっくりするような答弁なんですけど、これいつどのように確定されるんですかね。そうなってくるとこれ予算上おかしいと思うんですよね。本来、未確定分のきちんと金額を上げていただいて学校からそれを計上しなければならないと思いますので、そのあたりについてのお考えもお聞かせください。

それから先ほどの御答弁で令和6年度末、結局支払えない分は次の4月の徴収金から支払ってきたってことなんですけど、これを繰り返せば確かにどんどんどんどん払えない金額が出てくると思うんですよね。6年度末っていうのは、いわゆるこれ給食費については調整、先ほど言って

るように学年ごとにされてきたのかどうか、そのあたりがちょっとよく分からなかったので確認したいと思います。

それからですね…

○議長（杉浦康憲） ここで一旦切ります。

総合政策グループ。

○総合政策G主幹（原田 優） 私のほうからは、南部ふれあいプラザの更新工事の部分で計画的に空調設備のほうの更新をしていく必要があるのではないかという御質問についてお答えさせていただきます。今回発覚した空調設備以外の空調設備についても基本的には今不具合がないというふうに伺っておりまして、施設自体の大規模改修の予定が令和14年というふうに一応公共施設推進プランのほうにはなっております。そのため、都度都度という形になってしまうかと思いますが、状態監視保全ということで故障したら対応していくというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 空調設備の更新工事のところの2問目のところで、NPOの活動をしているから事務室の空調設備の改修が必要なんじゃないかというようなところの御質問ですが、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の12条のところで、指定管理者が行う業務の範囲ということで5点いろいろ書いてあるんですけども、その第2号のところで、その条例の第3条の事業の運営に関する業務ということで、これが地域内分権の推進に関するものとして規則で定める事業を行うというようなのが業務の範囲として定まっておりますので、管理業務以外にもるる事業をやっているというようなところはございます。ただ、それが原因で事務室が必ずいるというような、っていうふうにつながるものではないとは考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 私会計の未払金が確定する時期なんですけど、これは決算時の監査をするときとなっております、それが大体5月中旬を予定しております。今回、賄材料費を計上させていただいておるんですけど、これ以上の公費としての支出はありません。3月の給食費の調整をしています、3月に2月、3月分の献立作成時に給食単価の調整を行っております。精算はしておりますが3月末で未納が残っている場合の支払いができないので、今回、賄材料費を計上している状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 先ほど、いわゆる債権譲渡、債権引受契約を行ったので、その後の、そこで契約を行ったのでいわゆる令和7年度に支払いますよってことなんですけど、私これについていろいろ調べたんですけど、なかなか法令や判例とかいろいろ出てこないんですけど、そのあた

りもし確認されているものがあれば、そこについては教えていただきたいと思います。

それからデリバリー方式についてなんですけど、先ほど事業者から示された4割については示されたってあったんですけど、それをどうやって確認できるのかっていうのが私分らないんですけど、本当に4割使ってるのかっていうのをどうやって確認をされていくのかなと。いわゆる委託だもんですからこれ非常に難しいと思うんですよね。そういう意味でも私はやはり市が食材を発注してメニューを決めて調理のみ委託するっていうのが一番いいんじゃないのかなと思ってたんですけど、先ほどの御答弁でいくと市内事業者に当たったっていうことなんですけど、やはり給食っていうのは、近隣市いろんな今民間委託がすごく進んでいて、いろんな業者があるもんですから、なぜそれこれ市内事業者だけにそれを聞き取りというか、対応していただけるか、そのあたり限ってしまったのかなと思います。そこについての御説明もお願いしたいと思います。

それから先ほど食器の洗浄、消毒、保管については減額を今後行うのかなというふうな御答弁だったんですけど、これ調理の減額、これ非常に難しいと思うんですけどこれはできないのかっていうところと、それから委託が結局先ほど言ってるように2つあるんですよね。これどうやって業務切り分けていくのか、全然私ちょっと想像がつかないので、どのようにしていくのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず本当に4割なのかっていうのはどういうふうに確認するのかでございます。あくまで事業者さんが示している割合について、それが違うかっていうことについての確認、例えばそれが事業者さんにとってどのような不利益、利益をもたらすのかっていうところを考えてみれば、あくまで参考でその割合を示していただいているというところについて何ら疑うこともないのかなというふうに考えてございます。

あとなぜ市内なのかでございます。いわゆるデリバリー方式っていうものは、温かい給食を提供するのがなかなか難しい業務でございまして、その中でも食缶を使用した給食の提供というものを今回考えております。園児に小学校からの給食提供となるべく近い形で給食を楽しんでもらいたいという中で、いわゆるランチボックスタイプっていうものと食缶タイプっていうのがデリバリー方式でございしますが、食缶方式で対応できる事業者というものについては市外にもデリバリー登録しているところにも当たったんですけどもなかなか難しいという中で、市内の事業者であれば対応できるということだったので市内にお願いしたということでございます。

あと調理の委託料の割合、委託料のすみ分けでございしますが、現状として、食器を洗浄する業務というものは幼稚園の食器と小学校の食器っていうのは分けて洗浄を行いますので、そこで混在して食器が一緒になっていると逆にそれだと仕分けが難しくなるという中で、切り分けとしてはきちんと切り分けができるというふうに考えております。

あと委託料が、給食調理業務委託料が幼稚園の給食調理が提供がなくなったから下がるんじゃ

ないかというふうに御質問がございました。実際に今回切り分けのことについて委託している総合サービスのほうに確認をした中で、いわゆる動線、調理を行うに当たっての動線というものについては変更はできない、工数が減るようなものではないという中で人工が減るのかっていうのはなかなか難しいところで、委託料の調理業務としての食数が減ったから委託料が下がるというものではないというふうに理解してございます。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 賄材料費で令和7年度に支出できる根拠はという質問でございますが、予算決算会計規則の中で支出負担行為として整理する時期ということで、契約を締結するときまたは請求のあったときということで、こちらで整理をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について反対いたします。

まず、南部ふれあいプラザ事務室空調設備更新工事費は、南部ふれあいプラザの指定管理を行っているNPO法人南部まちづくり協議会が事業管理のために使用する部屋の工事費用となっています。南部まちづくり協議会は、法務局に主たる事業所として南部ふれあいプラザの場所を登記しています。これは、一業者が公共施設で指定管理業務以外の事業活動を行っていることになります。よって、この場所は公共的に使用されない場合もあるということです。目的外使用として使用料を業者から徴収しなければなりません。高浜市は使用料を取っておりません。業者がただで公共施設を使用して指定管理業務以外の事業活動、つまりNPO法人の固有業務、例えばNPO法人の人事管理や会計業務、県や国に提出する書類の作成業務などを行っている部屋の空調設備の更新工事に税金を投入することはあり得ません。

次に、小学校及び中学校の令和6年度までの給食費未済分、未納分を市に債権譲渡し、その分

を歳入として予算計上し、同時に令和7年3月分までの未払食材費の債務引受けを行い歳出として予算計上されている問題です。私会計でこれまで給食費の精算を行ってきたため、未納者の給食費は他の保護者が負担してきた状態でした。よって、未納者分も考慮して食材の発注を行わなければなりませんし、令和6年度末で支払いが完結していなければなりません。令和6年度3月の賄材料費が年度内に支払いをしなかったことは問題です。物価の激しい高騰により、給食食材費も跳ね上がっていたと思われますが、近隣自治体のように既に公会計を取り入れていれば、このような事態にはならなかったと考えます。

また、翼小学校において食材の発注ミスにより、校長と栄養教諭がその費用を埋め合わせするという事態があり、マスコミでも取り上げられました。現在の給食費未納額についても同様で、収入に見合った発注を行わなかったということになります。全額回収できると思えないことから、回収できない費用については誰が責任を取るのでしょうか。令和7年3月までに業者に支払いが済んでいない費用について明らかにされていないことは誠に遺憾であります。

令和7年3月末までに支払いができなかった食材費については、いくら債権引受がされているとはいえ、令和7年度に執行されたものではないことから、令和7年度に支払いができるという法的根拠は、先ほどの答弁からするとないのではないのでしょうか。

また、幼稚園の給食提供がデリバリー方式となる件についても、保護者が不安にならないよう説明が必要です。今回、デリバリーによる給食費は1人当たり1食400円です。そのうち4割が食材費相当割合との説明ですが、本当に4割、160円を食材費に充てているかどうか、しっかり検証はできるのでしょうか。また、160円に牛乳代70円を足すと幼稚園の給食費は230円となり、現在の給食費300円より安くなります。賄材料について、子供たちに安全・安心なものを提供できるのでしょうか。議会に対して今後は、より詳細な資料の提供を求めることと併せて、反対討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 先ほどの答弁で一部誤りがございましたので訂正させていただきます。

吉浜幼稚園の給食の提供の時期でございますが、建設当時昭和46年というふうにお伝えしましたが、正確には昭和47年になりますので、その当時から提供したのではないかというふうに類推できるということを補足させていただきます。

○議長（杉浦康憲） ありがとうございます。

倉田議員、今の修正において、反対討論で何か修正ありますか。そのままでもいいですか。

○13番（倉田利奈） 特にございません。

○議長（杉浦康憲） それでは、討論を続けます。

賛成討論を求めます。

2 番、荒川義孝議員。

〔2 番 荒川義孝 登壇〕

○2 番（荒川義孝） それでは、議案第36号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、主に給食に関する予算が計上されております。公立幼稚園給食のデリバリー対応について、小学校から幼稚園に給食を提供するには県の許可が必要であったことから、法令にのっとりた手続を進め、許可を受けるまでの間、幼稚園児に給食を継続的にかつ安全に提供できるよう鋭意努力してみえるところがよく分かります。

民間給食調理者から提供を受けるデリバリー方式に変更し、給食の提供はさることながら、提供環境を変えることのないよう、従前の食器、食缶を使用し、食器は小学校にて洗浄、消毒、保管を行う手順を踏むための予算を併せて計上されております。

また、保護者への周知、説明もいち早く行い、不安の声もないと聞いております。小学校からの提供再開に備え、給食提供を継続し、園児の心身に十分配慮いただけることと思います。

本年4月より市が給食管理を行う公会計へと移行しました。給食献立の統一化及び食材調達、保護者徴収管理システムの導入、令和6年度までの私会計時の給食費未納額債権を引き継ぎ、滞納整理などを行うことにより、学校給食費の徴収管理業務及び食材調達業務の効率化や教職員の業務負担軽減を図ること、公金を適切に管理することなどを主目的に進められます。

本補正予算に計上されている債権債務の譲渡について、歳入における過年度の給食費は、文部科学省の学校給食費徴収・管理に関するガイドライン、民法第466条の債権の譲渡性の条項により収入未済額の額が確定し、早期に学校長と債権譲渡契約を取り交わし、債権を市が引き継ぐことにより徴収管理を行う必要があること。歳出における賄材料費は、民法第472条の免責的債務引受の要件及び効果の条項により、収入未済額の額の確定を行い、学校長及び食材業者と免責的債務引受契約を取り交わし、債務を市が引き継ぎ、5月中に食材業者へ支払いをする必要があります。

本案の議決後、ガイドラインや法令に則し、適切に行われること。今後の収入未済金など徴収管理業務においては、高浜市債権管理条例にのっとり、市の債権の管理の適正を期することと思います。

以上のことから、本補正予算は、学校給食の目的に明記される子供たちの心身の健全な発達に資することを脅かすことなく対応されていることは言うまでもないため、賛成とさせていただきます。御賛同いただきますようお願いいたします。

〔2 番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第1回）、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時45分

午前11時37分休憩

---

午前11時45分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第37号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） それでは、議案第37号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書17ページをお願いいたします。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うものであります。

18ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定業務委託料について、期間を令和8年度、限度額454万3,000円と定めるものであります。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回の債務負担行為なんですけど、なぜ当初予算で債務負担行為を打たずに補正予算で債務負担行為が打たれたのか御説明をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（竹内正夫） 理由につきましては、当初予算の特別委員会でお話をさせていただいていると思います。失念ということが理由になるわけですが、予算書の構成のプロセスに

問題があったということで、その部分が抜け落ちていたということでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和7年第3回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どものほうから提案をさせていただきました承認1件、議案3件につきまして、慎重に御審議をいただき、御承認あるいは原案のとおり御可決を賜り、誠にありがとうございました。

審議の過程でいただきました建設的な御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げます。まして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって、令和7年第3回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は議員の皆さんにおかれましては慎重審議ありがとうございました。

これをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

午前11時48分閉会

---